

介護支援専門員実務研修に関するQ & A

Q 1 : 「雇用する事業所」について

「雇用する事業所」には、同一法人内の事業所を含みます。

例：現在の職場の同一法人内に居宅サービス計画書、施設サービス計画書又は介護予防サービス計画書を作成している事業所がある場合、その事業所において実務研修 0JT の実施が可能。

Q 2 : 実務研修 0JT を実施する時期について

原則、介護支援専門員として雇用される場合に実務研修 0JT を実施してください。ただし、現に雇用されている事業所、またはその同一法人内の居宅介護支援事業所等において、実務研修 0JT を実施できる環境がある場合は、ただちに介護支援専門員として雇用する予定がなくても実務研修 0JT の実施を可能とします。

例：現在、介護老人福祉施設で介護職として勤務しており、施設の介護支援専門員の人数が足りているため、ただちに介護支援専門員として雇用される予定はないが、施設で実務研修 0JT を実施できる環境のため、現段階で実務研修 0JT を実施する。

Q 3 : 実務研修 0JT の実施期間について

4 日間実施してください。なお、実施日が連続していなくても構いません。

Q 4 : 実務研修 0JT 担当者について

雇用先事業所の主任介護支援専門員または介護支援専門員が担当してください。担当者は複数人でも構いませんが、その場合は、主担当者を決めてください。

Q 5 : 主任介護支援専門員更新研修の要件について

実務研修 0JT において指導指導者として指導を行った場合は、主任介護支援専門員更新研修の要件の 1 つに該当します。ただし実習指導者を補助する立場で指導を行った者は対象となりません。（1 人の受講生に対し、1 人の指導者のみ対象。）

指導担当者は、実務研修 0JT の実施時に、様式 A - 4 「静岡県介護支援専門員研修 0JT 報告書」を作成した際に必ず写しをとり、主任介護支援専門員更新研修申込時にあわせて御提出ください。